

監査報告書

令和2年4月27日

公益財団法人高知県遺族会

会長（代表理事） 大石 紗子 様

監事 酒井 義明  団
監事 西本 昌弘  団

今般、公益財団法人高知県遺族会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条（第99条第1項の準用）の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事として、令和2年4月27日に当財団事務所において業務及び財産の状況を監査いたしました。監査に当たっては、高知県遺族会事務局職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努め、理事等の職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧調査しました。

以上の方針によって、当該年度にかかる業務執行について、事業報告及びその附属明細書を監査するとともに、財務状況について、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度にかかる計算書類及びその附属明細書を監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、公益財団法人高知県遺族会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。